八千代市国民保護計画の変更概要

１　八千代市国民保護計画の概要

本市では，武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第３５条に基づき，平成１９年３月に八千代市国民保護計画を策定している。

本計画は，武力攻撃事態等及び緊急対処事態において，国の指針に基づき，市が国・県・他の市町村や関係機関等と連携・協力して，的確かつ迅速に住民の避難や救援などを行うことができるように，あらかじめ定めておくものである。

２　変更の背景・目的

平成１９年３月に八千代市国民保護計画を策定後，国の「国民の保護に関する基本指針」及び「千葉県国民保護計画」が変更されており，また，平成２９年８月及び１２月には，消防庁より，「国民の保護に関する基本指針等の内容の市町村国民保護計画への反映及び避難実施要領のパターンの作成の促進について」及び「国民の保護に関する基本指針の変更の国民の保護に関する計画への反映について」の通知があったことから，これらの変更等を踏まえ，八千代市地域防災計画との整合性を図った上で，より具体的かつ実践的な計画とするため，変更を行うものである。

３　変更内容

主な変更内容は，次のとおりである。

⑴　新たなシステム活用に関するもの

①　緊急情報ネットワークシステム（Ｅｍ－Ｎｅｔ）（Ｐ６７）

国と地方公共団体間で国民保護に関する緊急情報を通信するために，「緊急情報ネットワークシステム（Ｅｍ－Ｎｅｔ）」を活用する旨を新たに追加する。

②　全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）（Ｐ２７・６７）

「全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）」により，国から送信された国民保護に関する緊急情報を防災行政用無線等で迅速に伝達する旨を新たに追加する。

③　武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システム（安否情報システム）（Ｐ２７・８８）

市は，収集・整理した安否情報を「武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システム（安否情報システム）」を使用して，県へ報告する旨を新たに追加する。

⑵　関係機関との連携に関するもの

①　武力攻撃事態等合同対策協議会（Ｐ６２）

市は，国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には，国の現地対策本部や県の国民保護対策本部等と情報交換や相互協力を行うため，当協議会に参加する旨を新たに追加する。

②　大規模集客施設等における避難（Ｐ７４）

市は，大規模集客施設等に滞在する者等の避難を円滑に実施できるよう大規模集客施設等の管理者等と連携して対策をとる旨を新たに追加する。

⑶　弾道ミサイル落下時の行動の周知に関するもの

市は，弾道ミサイル発射時に市民が適切な行動をとることができるよう全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について，平素から周知する旨を新たに追加する（Ｐ７６）。

⑷　市地域防災計画の変更に伴うもの

①　「災害時要援護者」から「要配慮者」又は「避難行動要支援者」への名称変更（Ｐ３２・３３他）

平成２５年６月の災害対策基本法の一部改正により，高齢者，障害者，乳幼児等の防災施策において，特に配慮を要する方を「要配慮者」に，そのうち，災害発生時の避難等に特に支援を要する方を「避難行動要支援者」に名称を変更する。

②　市国民保護対策本部の構成及び事務分掌の具体化（Ｐ４９・５０他）

市災害対策本部の構成及び事務分掌の修正に伴い，市国民保護対策本部の構成及び事務分掌についても修正し，より具体化した内容に変更する。

⑸　経年変化等への対応

計画策定時（平成１９年３月）以降に変更された関係機関の名称，人口，気象データ等を更新する（Ｐ７・８他）。

4　経過及びスケジュール

・令和元年

１２月１７日	八千代市国民保護計画変更素案の確認依頼 千葉県との事前協議（１月３１日付け回答あり）

・令和２年

１月～２月	パブリックコメントの実施（期間：1/21～2/19） ※２人から３５件の御意見あり
５月１１日	八千代市国民保護協議会への諮問
５月１８日	計画の変更に係る書面議決の依頼
６月　３日	提出された書面表決書を取りまとめ後，答申
６月　８日	千葉県との正式協議（７月６日付け回答あり）
７月１０日	八千代市国民保護計画の変更
８月２７日	第３回定例会にて議会への報告